

令和
3年
5月から

警戒レベル
4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生又は切迫 緊急安全確保 きんきゅうあんぜんかくほ	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~		
<b>4</b>	  災害のおそれ高い   <b>避難指示</b> ひなんしじ	・避難指示(緊急) ・避難勧告
<b>3</b>	  災害のおそれあり   <b>高齢者等避難</b> こうれいしゃとうひなん	避難準備・ 高齢者等避難開始
<b>2</b>	  気象状況悪化   大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
<b>1</b>	  今後気象状況悪化のおそれ   早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**



もしもに備え日ごろから「避難」について考える

災害発生時は、命を守るために早めの避難が必要です。地震などの突発的な災害に対して、台風や大雨などの風水害は、事前に予想し対応することが可能です。いざというときに慌てないために、身の回りの土砂災害や浸水害などの災害リスクを確認しましょう。また、避難の必要性を検討するなど、準備を行ってください。

災害発生時にどのように避難するのか、日ごろから家族や近所の人と考えるおくことが大切です。災害が起きたときの「備え」について確認しておきましょう。

問い合わせ 市防災安全課  
☎ 43・8107

▲地域に何があるか、何が起こったときにどうするかなどを話し合うささえ合い協議体の参加者(平成30年6月撮影)

自宅が危険な場合でも、避難所が過密状態になることを防ぐため、早い段階で、親戚や知人宅に避難することも考えてください。このように避難所以外へ避難することが、感染の危険性を下げるために有効です。

ただし、避難所以外へ避難した場合、いつ自宅に戻っていいのかわからない状況が分らないといった問題もあります。最新の情報を市公式ホームページなどでもお知らせしていきますので参考にしてください。



▲食料品の備蓄方法の一つ。  
ローリングストック法

なお、在宅避難時は、健康管理に留意し、食料、水、生活必需品や常備薬の備蓄が十分にあるか注意が必要です。備蓄の管理方法として、非常食を定期的に飲食し、使用した分を補充するローリングストック法がおすすめです。

**避難とは**  
「難」を「避ける」こと

避難は、災害から命を守るための行動です。しかし、避難所などの密集した環境下では、新型コロナウイルスをはじめ、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎など、さまざまな感染症に感染する危険性があります。

これまでの指定避難所などへの立ち退き避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも避難行動の一つとして考える必要があります。避難行動の選択肢を広げるために、正しい情報を入手し、状況に応じて自分に合った避難行動を選択しましょう。

**自宅が安全なら在宅避難**

住んでいる地域が、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害の危険性がある区域に該当するのか、防災マップで確認しておきましょう。災害が発生した際、自宅の安全が確保できる場合は、無理に避難所に行く必要はありません。住み慣れた自宅で生活を続ける在宅避難をお願いします。



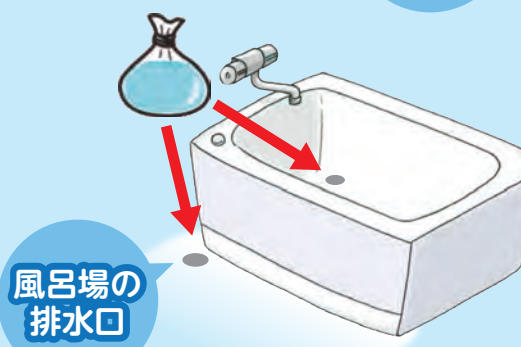
## 豪雨への備え ～家庭でできる浸水対策～

下水の逆流を防ぐ対策「水のう」の設置

豪雨のときなど、急激な水位の上昇によって、下水道管が満水の状態になり、下水が逆流し、トイレや風呂場、洗濯機の排水口などから水が吹き出ることがあります。

そのようなときは、ビニール袋に水を入れた「水のう」を置くと、逆流を抑え、思わぬ場所からの浸水を防ぐ効果があります。

問い合わせ 市下水道課 ☎62・5069



### 緊急速報メールサービス

災害が発生したときは、状況を把握するために情報収集を行う必要があります。「どの程度の規模の災害なのか」「どのような被害が出ているのか」などの情報によって、その後の行動が左右されます。正しい情報を迅速に入手することが重要です。

### 災害情報を入手する

なお、指定避難所を開設する場合は、ゲリラ豪雨や地震などの突然発生する自然災害を除き、事前に市公式ホームページなどでお知らせします。

### 防災行政無線

市では、防災行政無線で災害発生時の避難に関する情報やそ

他の行政情報を発信します。発信内容は、市内の小・中学校や公園、自治公民館など83カ所に設置した屋外拡声子局（屋外スピーカー）を介して放送されます。風や雨が強かったり、雨戸を閉めていたりして放送内容が聞こえづらいときは、放送の内容を電話で確認することができます。また、サイレンのみの吹鳴は、建物・林野火災発生時の消防団員への緊急招集命令です。防災行政無線の放送内容の確認

火災の確認  
☎0180・999・292  
☎0180・999・090  
※どちらも通話料がかかります

防災マップは、令和2年に広報紙と一緒に配布しています。市防災安全課で配布しており、市公式ホームページでも見ることができます。



### 避難所の開設

市は、災害時に気象情報や各地域の地形などを考慮し、避難所を開設します。夜間や激しい降雨時などの危険な状況下では、立ち退き避難する事態をできるだけ避け、早めの避難行動で安全を確保してください。

### 自主避難所とは

市が避難情報を発令していない段階で、気象状況および自宅での待機に不安を持つ市民の人からの問い合わせ状況を考慮した上で、事前の避難を希望する人を対象に一時的に開放する施設です。飲料水、食事、寝具などはなく、各自で準備が必要です。

### 指定避難所とは

避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在したり、災害によって自宅に戻れなくなったりした場合に一時的に滞在する施設です。指定している施設の中から、災害の状況に応じて開設します。必要最低限の飲料水やアルファ化米、毛布などの物資を準備しています。

## 避難所におけるマナーとルール

- ◆避難所はみんなが使うところです。限られたスペースしかありません。トイレの順番などは、譲り合いましょう。
- ◆避難所では大きな声を出したり、走り回ったりすると、周りの人たちの迷惑になります。
- ◆ケガをしている人や体の不自由な人、また、病気の人なども避難所を利用します。みんなが少しでも快適に過ごせるように助け合いましょう。
- ◆「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」など、はり紙の内容を必ず守ってください。

### 避難所での注意事項

#### 貴重品の管理について

貴重品のお預かりはしていません。手荷物や貴重品の管理は各自でお願いします。

#### ゴミについて

【短期間の避難の場合（概ね1日程度）】

避難所で出たゴミは、原則、避難者自身でお持ち帰りください。

【長期間の避難の場合】

避難所で出たゴミは決められた場所にお持ちください。

避難所内ではゴミの分別にご協力ください。

#### トイレについて

使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。

#### 生活時間について

起床時間は午前7時、消灯時間は午後10時です。廊下は点灯したままとし、居住スペースのみ消灯します。

#### 喫煙について

避難所および敷地内は禁煙です。

#### 携帯電話について

携帯電話の使用は、周りの人の迷惑にならないようにお願いします。避難所内での携帯電話の充電は禁止します。※1

#### その他

避難所および駐車場におけるトラブルや事故、ケガ、盗難、紛失などにつきましては、管理者は一切の責任を負いかねます。



▲各避難所の設備状況などによって、ルールが異なる場合があります。避難した避難所のルールを守ってください。  
※1 長期間におよぶ避難の場合、携帯電話用の充電コーナーを設置します。災害に備え事前に、家庭での充電や携帯用の充電器の準備をお願いします